

あけまして  
おめでとう  
ございます



# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811  
熊本県熊本市中央区本荘  
6丁目8-7  
TEL. 096(375)4340  
FAX. 096(375)4341

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

## ワンポイント 同一生計配偶者

平成29年度税制改正で配偶者控除が見直され、「控除対象配偶者」(納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下)が、30年分以後の所得税から「同一生計配偶者」に名称変更するとともに、同一生計配偶者でも納税者の合計所得金額が1千万円超の場合には、配偶者控除の適用ができなくなりました。

## 1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月  
分は1月22日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合)  
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労務／労働保険料の納付(第3期分)  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)  
1月31日

# 信用保証協会

## 1 信用保証協会とは

中小企業にとって融資を受け際に利用をする機会の多い信用保証協会。どのようなものか再度確認しておきましょう。

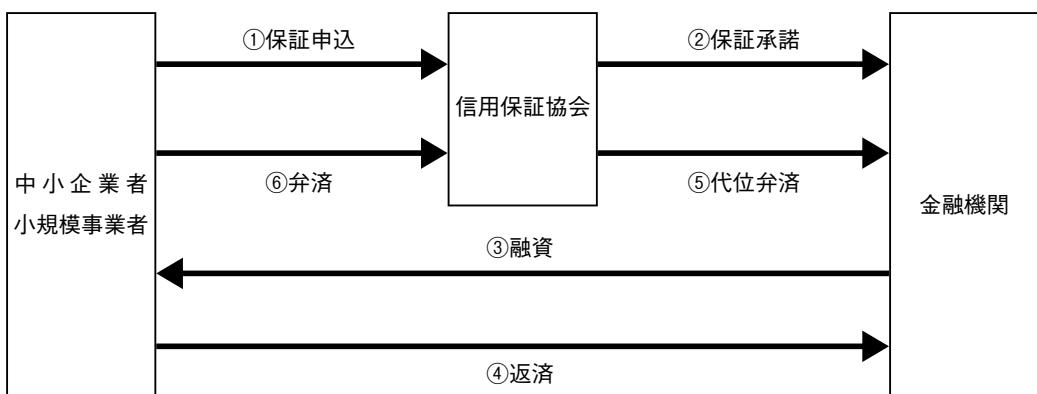
信用保証協会とは、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業者が金融機関から事業資金を調達する際に、信用保証協会は「信用保証」を通じて、資金調達をサポートしています。四十七都道府県と四市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）にあり、各地域に密着した業務を行っています。

## 2 利用するメリット

(1) 融資枠の拡大を図ることができます。  
取引金融機関のプロパー融

## 3 信用保証制度の仕組み

信用保証制度は、基本的に「中小企業・小規模事業者」「金融機関」「信用保証協会」の三者が当事者であり、下記の通りとなっています。



- (1) 保証申込 信用保証協会あるいは金融機関の窓口経由で申込みます。
- (2) 保証承諾 信用保証協会は、事業内容や経営計画などの検討検証を行い、保証の諸否を決めて金融機関に報告します。
- (3) 融資 保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関が融資します。
- (4) 返済 融資を受けた中小企業者・小規模事業者は返済条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- (5) 代位弁済 融資を受けた中小企業者・小規模事業者が何らかの事情で返済が不能となつた場合には、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済します。
- (6) 弁済 中小企業者・小規模事業者は信用保証協会へ弁済します。

## 4 利用可能な事業者

- (1) 企業規模（資本金・従業員数）

業種	資本金	従業員数
製造業など (建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

(2) 資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当する事業者が対象（個人事業主の場合には、常時使用する従業員数が該当すれば対象）となります。

農林漁業や金融業など一部の業種以外のほとんどの商工業の業種について利用が可能です。また、許認可・届出等を要する事業を営んでいる（または、営む）場合には、当該事業に係る許認可等を受け

(3) ている（または、受ける）ことが必要となります。

原則として、各信用保証協会の管轄区域で事業を営んで

いる必要があり、申込先の信用保証協会が管轄する都道府県（市）において事業実態があることが条件です。また、

保証制度によって要件として業歴が定められている場合が

あります。

## 5 資金用途

保証の対象となる資金は、事業経営に必要な資金（運転資金及び設備資金）に限られています。

## 6 保証限度額

中小企業・小規模事業者一人に係る保証限度額は、中小企業信用保険における普通保険の限度額二億円（組合四億円）と無担保保険の限度額八千万円（組合も同額）を合わせた二億八千万円（組合四億八千万円）となっています。これら一般保証に係る保証限度額とは別枠で、中小企業信用保険の特例措置等に

に基づき各種の政策目的により創設された別枠保証に係る限度額が設けられています。

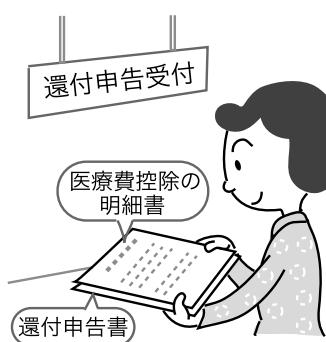
## 7 信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者の信用保証委託に応ずる対価であり、中小企業信用保険の信用保険料や経費等、制度運営上必要な費用に充当するものです。

このため、信用保証料は保険料ではなく、信用保証協会による代位弁済が行われた場合には、中小企業・小規模事業者から信用保証協会へ弁済する必要があります。

## 8 信用保証料率

信用保証料の料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況などを考慮し、原則として九つの料率区分に分類されています。担保の提供がある場合や会計参与設置会社である場合等には、割引を行っています。



医療費控除が改正され、平成二十九年分から適用されます。医療費控除は、還付申告の中でも適用の多い控除であることから、今回はその改正について確認していきます。改正点は、次の三点となります。

① 医療費控除は、明細書を作成して提出すれば、領収書の提出が不要となりました。

なお、医療費の領収書は、

## 平成二十九年分からの 医療費控除のポイント

## 平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に関する事項

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目

記載されたものをいいます。  
(例) 健康保険組合管轄行士「医療費の請求書」

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ⑦	円 ⑧	円 ⑨

#### ・ 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記に記入したものについては、記入しないでください。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額	(赤字のときは負印)	
(A)-(B)		
所得金額の合計額		
<input type="checkbox"/> × 0.05	(赤字のときは10円)	
<input checked="" type="checkbox"/> 10万円未満ずれか 少ない方の金額		
医療費控除額	(最高200万円、赤字のときは140円)	
(C)-(D)		

A ← [由申書第一表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項]の医療費控除欄に記載します。

B ←

C ← [由申書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を記載します。 (注) 次の場合には、それらの金額を算めます。  
 - 退職金等及び林業所得がある場合・その所得金額  
 - ほかに報告分課題の所得がある場合・その所得金額 (特別報酬等の金額)  
 なお、被扶養申中の場合は、由申書第四表(被扶申用券)の「4種類損失を差し引計算」欄の③の金額を記載します。]

D ←

E ←

F ←

G ← [由申書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に記載します。]

自宅で五年間保存する必要があり、税務署から求められた際には、提示又は提出しなければなりません。

② 従来の医療費控除について  
は、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入が省略できます。

※ 医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。

③ 新しい医療費控除（セルフメディケーション税制）については、平成二十九年分から適用されるため、本年の確定申告が初めての実施となりま

(1) 1 従来の医療費控除  
明細書（左の様式）

以下、二つの医療費控除について、新しい明細書とともにポイントを整理してみます。

## 平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

\*この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏 名

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

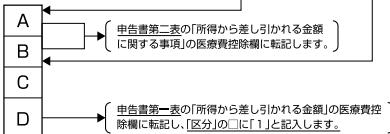
(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健診 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ( )
(2) 発行者名 (保険者、機関名、市区町村、医療機関名など)	

\*取組に要した費用は、控除対象となりません。

**2 特定一般用医薬品等購入費の明細** 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます

### 3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円
保険金などで補填される金額		
差引金額 (A) - (B)	(赤字のときは0円)	
医療費控除額 (C) -12,000円)	(最高8万9千円、赤字のときは0円)	



「重要なお知らせ」がありますので、必ず裏面をご確認ください。

## 2 セルフメディケーション税制（新しい医療費控除）

(2) ポイント  
医療費通知を添付する場合には、前ページ明細書の1の欄に、それ以外は2の欄に記入するようになります。

①(2) ポイント  
この控除を受ける人は、従来の医療費控除を併用して受けることはできないので、控除額が八万八千円を超えるよ

② 健康の保持増進及び疾病的予防として一定の取組を行う人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に適用でります。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によつて処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

③ 一定の取組を行つたことを明らかにする書類としては、例えば次のような書類が必要です。

- ・ インフルエンザの予防接種
- ・ 又は定期予防接種の領収書等
- ・ 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・ 人間ドックや、がん検診をはじめとする各種検診の領収書又は結果通知表



## ② ルールを決める

就業規則に関係規定を設ける、

労使協定を締結する、予防・解決についての方針やガイドラインを作成するといったことを実施します。

### ◎就業規則の記載例

#### ○条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の従業員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

※禁止する規定と併せ、パワハラを行つた者に対する懲戒規定も整備。

### ③ 実態を把握する

従業員アンケート等により実態を把握します。実施の際は、対象者が偏ることがないよう留意します。また、より正確な実態把握や回収率向上のために、匿名での実施が効果的です。アンケート以外では、安全管理理者や産業医へヒアリング、評価面接など個人面談の際に自己申告項目に入れるなど、複数の方法で行うことも有効です。

④ 教育する

パワハラに関する研修を、可能な限り対象者全員に受講させ、定期的に、繰り返して実施するなど、より予防効果があります。研修は、管理監督者向けと一般従業員向けに分けて実施する方法、区分けせずに実施する方法があります。

### ⑤ 周知する

組織の方針や取組、相談窓口などについて周知・啓発を実施します。研修時に伝えることのほか、ポスター、回覧なども交えながら、防止対策の取組意義などを従業員にしつかり伝え、理解してもらうことを継続的に実施していきます。

## (二) 解決

解決策の例として、企業内。

外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決めるといったものがあります。以下は、相談

### ① 相談窓口（一次対応）

従業員が相談しやすい相談窓口を設置する、できるだけ初期の段階で気軽に相談できるしくみを作りましょう。

### ② 事実関係の確認

行為者や第三者に事実確認を行います。行為者に対する事実確認を行った際には、中立的な立場で行為者の話を聞き、相談者の認識に誤解があつた場合にも、報復などは厳禁であることを伝えます。相談者、行為者、第三者の意見が一致するとは限りません。それぞれの主張を合理的に判断する情報と考えるようにします。

### ③ とるべき措置の検討

パワハラの定義や行為類型と照らし合わせて、次の要素を踏まえて検討を行います。

#### ・相談者の被害の状況

#### ・相談者、行為者、第三者への

#### ・相談者及び行為者のそれぞれの行動や発言に問題があつたと考えられる点

#### ・事実確認の結果

・相談者及び行為者のそれぞれの行動や発言に問題があつたと考えられる点

#### ・就業規則の規定内容

#### ・裁判例

特に重大・深刻な場合、相談者が懲戒処分等を希望している場合は、相談内容によつては（被害が大きいケース、判断に迷うケース等）、手遅れにならないうちに解決方法を弁護士など専門家に相談しましょう。

## ④ 相談者・行為者へのフォロ

相談者・行為者の双方に対しても、会社として取り組んだこと（事実関係についての調査、対応の内容とその考え方）を説明し、理解を得るようにします。

また、行為者の行動や発言にどのような問題があつたかを伝えて同様の問題が起こらないよう、継続的なフォローを行いましょう。

### ⑤ 再発防止策の検討

パワハラ問題が解決した後も同様の問題が発生することを防ぐため重要なことは、取組を継続し、従業員の理解を深め再発防止につなげることです。

継続していくために、「年一回」など見直す時期を決めておき、取組内容を見直しましょう。

## 「二 予防・解決・再発防止」

で触れた内容は、厚生労働省が開設するサイト「あかるい職場応援団」において、各種文書例、研修資料、アンケートマニュアルなどが掲載されていますので、ご活用ください。

## 冬季オリンピック・パラリンピック

今年の2月、韓国の平昌(ピョンチャン)で冬季オリンピックが、さらに3月には冬季パラリンピックが開催されます。

1896年、古代オリンピックを基として近代オリンピックが始まりました。それから28年後の1924年に、第1回冬季大会がフランスのシャモニー・モンブランで開催されたのです。

夏季大会が始まつてからのこの28年の間に、どのような動きがあり、冬季大会が誕生したのでしょうか。

そもそもスキーやスケートは冬の間、雪と氷に閉ざされる地方で、交通・輸送の手段として考案された用具が、近代になってスポーツとして活用されたものでした。

スケートは運河が凍るオランダから欧米諸国に伝わり、フィギュア・スピード・アイスホッケーを生み出しました。一方スキーは、北欧で距離とジャンプのノルディック

ク種目が、少し遅れてアルプスを抱える中欧各地で滑降のアルペン種目が生まれました。その後、室内人工スケートリンクが登場したことにより、季節を問わずスケート競技を行える環境ができ、夏季大会にフィギュアスケートやアイスホッケー競技が加わりました。

以降、「冬季大会」開催への流れが強くなり、シャモニー・モンブラン大会が開かれたのです。しかし、これはあくまでも「試験的に」行われた大会であり、開催時はオリンピック大会としては認められていませんでした。大会の大成功を受け、翌年のIOC総会においてシャモニー・モンブラン大会を第1回冬季大会と追認したそうです。

この時から93年が経ち、今年の平昌大会は第23回を数えます。

オリンピックは2月9日から2月25日までの17日間、パラリンピックは3月9日から3月18日までの10日間行われます。

## 皆既月食

この1月、日本全国で皆既月食が見られるそうです。平成27年4月以来、約2年10ヶ月ぶりのことです。

月は太陽光を反射して輝いています。月食とは、太陽-地球-月が一直線に並んで、月が地球の影に入ることで暗くなり、まるで月が欠けてしまったかのように見える現象です。この際、月の一部分だけが影の中に入ると「部分月食」、すべてが影の中に入ると「皆既月食」となります。

皆既月食になると、月が影の中に完全に入り込むため、まったく見えなくなってしまうように思われますが、そうではありません。太陽光の中の赤い光が屈折し、影の中に入ります。このかすかな光が月面を照らすため、皆既中の月は赤黒く見えるのだそうです。

今回の皆既月食は、1月31日から2月1日にかけて見られます。各地でぜひ観察なさってみて下さい。

「月草」を使つたお粥を頂き、お正月の朝、この「春の七草粥」を食べます。そもそも中国の唐の時代、日本人の「人日（じんじつ）」に七種の若草を入れた汁物の一

へ伝わり、一年の初めに若菜から生命力を頂く「若菜摘み」や、江戸時代に「人日の節句」に定められた「七種粥」の風習と結びつきました。そして七種の穀物で作る「七種粥」の風習が奈良時代に日本に入りました。そこで、人々の間に定着していくと、人々の間に定着していったそうです。七草粥で体調を整え、元気になりますね。